

## 鳩山家の相続対策

連日の新聞報道等により、鳩山首相の政治献金虚偽疑惑から始まった、鳩山ゴットマザーからの資金提供が問題となっている。

月に1,500万円、年間にして1億8,000万円を2002年から受けていた。送検された元秘書によると、毎月母側から現金で受け取っていた。元秘書は「母からの鳩山議員への貸付金」として受け止めていた。鳩山邦夫議員にも同額が、母から提供がされていた。合計金額約9億円

(一人)。この間贈与税の申告は全くしていない可能性が高く、国税当局へ「期限後申告」をすることになった。

贈与税+延滞税+無申告加算税締めて合計総額5億6,950万円が追徴課税されることになった。

ここで贈与税のおさらいをします。

- ・ 贈与税の申告は一年ごと(暦年課税)。
- ・ 基礎控除 110万円
- ・ 1,000万を超える税率 50%(最高税率) 控除額 225万円

## 計算式

$$(18,000 - 110) \times 0.5 - 225 = 8,720$$

- ・ 2003年時の申告税額 8,720万円
- ・ 5年分で 4億3,600万円
- ・ 延滞税 約5,500万円
- ・ 無申告加算税 約7,850万円

※ 延滞税に計算式は省略、無申告加算税は約20%

これに2009年度分の8,720万円を足すと6億5,670万円になります。兄弟で13億1,340万円。

民主党が提唱している子供手当。約50,500家庭分に相当します。

ところで、話を相続対策に戻します。

今回の手法は、なんだったのか？

単に、相続税逃れの生前贈与が狙いなのか。貸付金なら当然、借用書・利子契約(金銭消費貸借契約)を残すべきであるのに、契約書類がない時点で、検察当局は生前贈与と認定。重加算税も徴収された。一年に1億8,000万円一度に送金せず、1,500万円づつこま切れにして渡していたらしい。お金の入りと出口をごまかす手段と見られても仕方がない幼稚なやり方です。

相続対策の実務上、多額の債務があり、債務超過に陥っている会社(自社)に貸付金があり、返済見込みのない貸付金を放棄することにより、放棄した金額は相続財産から除かれることになり、相続税の負担が軽減されることとなります。

ここで大切なことは、相続が発生する前に貸付金の放棄をすることです。

免除を受ける会社の経理処置も必ず行います。貸付金放棄の通知書はできれば内容証明郵便などで日付が分かるようにすることが良いと思います。貸付金を相続した相続人が放棄しても、相続財産は変わりません。なお、免除を受けた金額が会社の利益として法人税の課税が行われることがありますので事前に顧問税理士に相談をして、どうなるのか検討していただく必要があります。会社に相当の欠損金があれば課税されませんが。